



# 令和6年度 稲敷市の高齢福祉サービス

稲敷市では、介護保険でのサービスの他に下記のような高齢福祉サービスを行っています。

問合せ先：稲敷市役所 高齢福祉課  
Tel029-892-2000 内線2127・2128

サービス名	内 容
愛の定期便	2週間に1回(月2回)、乳酸菌飲料を配布し安否確認を行います。
給食サービス	バランスのとれた食事の提供(月1回程度)を行います。 ※夏期衛生面より6～9月の提供は中止します。
配食サービス	食事の調理が困難なひとり暮らし高齢者等に対して栄養のバランスのとれた食事を配達し、在宅生活を支援するとともに、安否確認を行います。
ふれあい電話	月2回程度、利用者へ電話をかけて孤独感の解消と安否確認を行います。
緊急通報システム	急病や事故などの緊急時に通報できる機器(本体とペンダント型)を設置し、協力員や消防本部に通報し速やかに救助を行います。
救急医療情報キット配布	高齢者、障がい者等に対し、かかりつけの医療機関、持病等の救急時に必要な医療情報を冷蔵庫に保管するキットを配布します。
紙おむつ支給	紙おむつ等を2ヶ月に1回支給します。
ねたきり高齢者理美容料助成	ねたきり高齢者に対し、居宅において受ける理容または美容の料金の一部を助成します。
家族介護慰労金	4ヶ月以上、ねたきりや認知症の高齢者を在宅で介護している方に介護慰労金を支給します。 ※介護期間4ヶ月ごとに申請が必要です。
徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊の見られる認知症高齢者に位置情報端末の貸与をすることにより、徘徊高齢者の保護を支援します。
徘徊高齢者等見守りシール交付	認知症で徘徊のおそれのある方の衣服等にQRコードが印字されている見守りシールを貼り行方不明になった際、早期に発見保護します。
シルバーカー購入費補助	高齢者、障がい者の歩行を容易にする為シルバーカーの購入者に対して補助金を交付します。 ※購入時の領収書原本・説明書写し等が必要です。
老人性白内障補助眼鏡等購入費助成	老人性白内障手術を受けた方で、補助眼鏡等を使用することで視力の回復が可能の方に対し、眼鏡等の購入費用の一部を助成します。 ※購入時の領収書原本等が必要です。 ※保護眼鏡は対象外となります。
高齢者補聴器購入費用助成	聴力の低下により、日常生活に支障があり、補聴器(医療機器認証番号があるもの)を購入した高齢者に対し、予算の範囲内において費用の一部を助成します。 ※購入時の領収書原本・説明書写し等が必要です。 ※集音器、付属品の購入費、診察料、修繕費は対象外となります。

ひとり暮らし高齢者向けサービス

高齢者を介護している方へのサービス

高齢者経済支援サービス

対象者	利用料金等
65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等 ※対面での配達のみ対応	無料
70歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等 ※対面での配達のみ対応	無料
身体的な理由から食事の調理が困難で、在宅での生活に支障のある65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等 ※対象外 ・「調理をしたことない」「調理が面倒、献立を考えられない」という理由の方 ・自分で買い物に行ける方 ・家族が食事を支援できる方	朝食 200円 昼食 400円 夕食 400円
65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等	無料
65歳以上で急な発作のおそれがあるなど、健康上特に注意する疾患のあるひとり暮らしの方、緊急時に電話通報が困難な65歳以上高齢者世帯 ※NTT固定回線を使用していない方には取付できません。	緊急通報機器 貸与 設置工事費 17,500円程度 (市民税非課税世帯は無料)
65歳以上のひとり暮らし高齢者 身体障害者手帳所持者で、重度視覚障害者または聴覚障害のある方 日中独居で、健康上不安のある方	無料
①要介護4以上、または要介護2・3で排泄全介助の65歳以上の在宅高齢者 ②介護保険料の未納がない方 ③介護保険料所得段階区分第1段階から5段階の方 (入院・施設入所者は非該当)	無料
65歳以上の在宅の高齢者で要介護4・5と認定された方、または常時臥床の状態にある方	1回につき2,000円 (同一年度に最大4回まで)
要介護4・5と認定された65歳以上の高齢者を在宅で常時介護する方 (介護保険サービスを利用している方は非該当) ※住宅改修・福祉用具購入・5日間までのショートステイは除く	1回あたり6万円支給
市内に住所を有する徘徊高齢者の介護者	基本料金 1,320円/月 ※非課税世帯は無料
市内に住所を有する徘徊高齢者の介護者	無料
65歳以上の者で歩行に支障を来す方 身体障害者手帳所持者で歩行に支障を来す方 ※過去5年間に同補助を受けている方・市税滞納者へは交付できません。	1人1台まで 購入額の2分の1 (上限5,000円)
①手術を受けた日に市内に住所を有する65歳以上の方 ②視力矯正のため、補助眼鏡等を使用する必要があると医師が認めた方 ③市税等に滞納のない方	購入額の2分の1以内 ○補助眼鏡 上限10,000円 ○特殊眼鏡 上限30,000円 ○コンタクトレンズ 上限25,000円
①申請の日及び補聴器の購入日において市内に住所を有する65歳以上の方 ②聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていない方 ③申請の日において、市税等に滞納のない方	補聴器本体1台分(片耳のみ) 購入額の2分の1以内 (上限20,000円)